

フォレストック認定制度規定集

用語定義集



一般社団法人
フォレストック協会

2010/9/13

あ 温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質として気候変動枠組み条約に規定された物質。

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（一酸化二窒素 N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の6つを指す。

か カーボン・オフセット（かーぼん・おふせっと）

市民、企業、NPO/NGO、地方自治体、政府等の社会の構成員が自ら排出する温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量等を購入する又は他の場所で排出削減・吸収を実現すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

カーボン・クレジット（かーぼん・くれじっと）

他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量等（又はその証明）のことをいう。単に「クレジット」と表示する場合もある。

環境会計（かんきょうかいけい）

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み（環境省 環境会計ガイドライン 2005年版（平成17年2月）。

環境表示（かんきょうひょうじ）

製品やサービスの原料採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄の段階において、環境に配慮した点や環境保全効果等の特徴を説明した情報の表示、及び、事業者や団体、組織、機関等の環境は医療への姿勢を示す情報の表示。後者には、製品やサービスと直接関係のない表示も含まれる。環境表示には、説明文やシンボルマーク、図表などを用いて行われる。製品や包装、カタログにおける表示や、店頭広告・店頭表示、ウェブサイト、テレビや新聞等の広告媒体における表示が含まれる。（環境省 環境表示ガイドライン 改訂二版）

環境報告書（かんきょうほうこうしょ）

環境報告書とは、企業などの事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂ 排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するもの（環境省 環境報告ガイドライン 2007年版）

規定集（きていしゅう）

「フォレストック認定制度規定集」。フォレストック認定制度の運営管理全般について、制度に関わる方々に順守して頂く規定を取りまとめたもの。

規定集等（きていしゅうとう）

「フォレストック認定制度規定集」、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準（評価基準）」及び「フォレストック認定制度における調査仕様」の総称。

小口化譲渡（こぐちかじょうと）

CO₂ 吸収量 1 t - CO₂ を分割して、譲渡することをいう。「CO₂ 吸収量の分割」の用語解説を参照のこと。

さ 最終取得者 (さいしゅうしゅとくしゃ)

フォレストック協会、フォレストック認定取得者、フォレストック販売総代理店、フォレストック販売代理店以外の者であって、CO₂ 吸収量を取得した者をいう。

CO₂ 吸収量 (šeօ-つ-きゅうしゅうりょう)

「フォレストック認定制度規定集」、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」及び「フォレストック認定制度における調査仕様」に従って、算定されたフォレストック認定がなされた森林による二酸化炭素の吸収量。フォレストック認定制度の中で、「CO₂ 吸収量」という語が用いられる場合、①数量としての概念を指示している場合と②シリアル番号で特定された（譲渡、補填、消失等の）客体としての概念を指示している場合がある。

CO₂ 吸収量自己販売型認定取得者

(šeօ-つ-きゅうしゅうりょうじこはんぱいがたにんていしゅとくしゃ)

CO₂ 吸収量自己販売型認定取得者とは、当協会との間で、「フォレストック認定に基づく自己 CO₂ 吸収量の直接販売に関する契約書」を締結し、認定を取得した対象森林のCO₂ 吸収量を自らの責任において購入希望者に對し譲渡販売することができる認定取得者をいう。

CO₂ 吸収量の原始登録 (šeօ-つ-きゅうしゅうりょうのげんしどうろく)

新たにフォレストック認定を取得した森林の CO₂ 吸収量又は定時モニタリング報告書に記載されかつ過年度の CO₂ 吸収量のうち、前回のモニタリングで算定された CO₂ 吸収量より増加した CO₂ 吸収量が、認定取得者名義で登録されることをいう。

CO₂ 吸収量の算定 (šeօ-つ-きゅうしゅうりょうのさんてい)

フォレストック認定取得のための調査・評価手続及び審査手続、定時モニタリング並びに臨時モニタリングにより、森林認証機関が「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」、「フォレストック認定制度における調査仕様」に従い、認定初年度、翌年度、当該年度の CO₂ 吸収量を数値として計上することをいう。

CO₂ 吸収量の確定 (šeօ-つ-きゅうしゅうりょうのかくてい)

算定されていた過年度分の CO₂ 吸収量を定時モニタリング又はフォレストック認定期間終了時のモニタリングにおいて、数値の正確性を確認の上、確定値として計上することをいう。

CO₂ 吸収量のダブルカウント (クレジットのダブルカウント)

(šeօ-つ-きゅうしゅうりょうのだぶるかうんと)

CO₂ 吸収量（クレジット）の購入によって排出量を埋め合わせる場合に、ある一つの CO₂ 吸収量（クレジット）が複数の異なる排出活動を埋め合わせるのに用いられることをいう。

CO₂ 吸収量の分割 (šeօ-つ-きゅうしゅうりょうのぶんかつ)

フォレストック認定制度における CO₂ 吸収量は、1t-CO₂ ごとにシリアル番号を付与されるが、規定集の定めに従い、1 t -CO₂ 未満の単位に分割することができる。なお、一度分割した CO₂ 吸収量は、併合することはできない。

CO₂吸収量販売委託型認定取得者

(しーおーつーきゅうしゅうりょうはんぱいいたぐたにんていしゅとくしゃ)

フォレストック協会との間で、認定取得申請時に「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量の売買予約基本契約」を締結する認定取得者をいう。フォレストック協会は、「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量の売買予約基本契約」に基づき認定取得者から購入したCO₂吸収量について、フォレストック認定制度の販売代理店制度を利用して購入を希望する事業者や消費者に販売流通させる。

CO₂吸収量非販売型認定取得者

(しーおーつーきゅうしゅうりょうひはんぱいがたにんていしゅとくしゃ)

認定を取得した対象森林のCO₂吸収量の譲渡をしない認定取得者をいう。

消失 (しょうしつ)

算定されたCO₂吸収量（確定はされていない。）が、自然災害の発生、主伐予定量を超える主伐等が行われたこと等を原因として、減少したことが確認された場合に、その減少の事実を消失という。なお、減少量に見合うCO₂吸収量を消失量という。

譲渡可能期間 (じょうとかのうきかん)

CO₂吸収量の譲渡が可能な期間。フォレストック認定日から5年間である。

シリアル番号 (しりあるばんごう)

CO₂吸収量を特定するための付与される番号をいう。

具体的には、

0001 - 1 - 0500 - 000001 - 001

【（認定番号） - （算定年度） - （数量/kg） - （CO₂吸収量の番号） - （分割枝番）】

といった形で表示される。

審査機関 (しんさきかん)

審査手続を行うための知見を有し、かつ、独立性を有すると認められる機関をいう。用語解説「審査手続」を参照のこと。

審査・検証認定書 (しんさ・けんしょうにんていしょ)

審査機関が審査手続を行った結果、「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」における評価結果について、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」を用いて、適切に算定されている旨を表明する審査報告書をいう。

審査手続 (しんさてつづき)

森林認証機関が作成した「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」に記載された森林吸収源の評価、生物多様性の評価、森林の管理・経営の評価について、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」により適切に算定されたか否かについて、独立した機関である審査機関が審査を行う手続をいう。

森林吸収源 (しんりんきゅうしゅうげん)

森林を構成している一本一本の樹木は、温室効果ガスの中でも温暖化への影響が最も大きいとされる大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄積して成長するため、森林は、二酸化炭素（温室効果ガス）の吸収源として位置づけられている（この森林の位置づけを「森林吸収源」という。）。京都議定書（1997年）の第1約束期間（2007年～2012年）において、我が国は、温室効果ガスの削減目標（1990年比6%減）を達成するため森林吸収源を活用すること（上限値は、年間1300万炭素トン）が認

められた。なお、京都議定書上のルールでは、森林による吸収量をすべて無条件で削減目標の達成に活用できるわけではなく、1990年以降に人為的活動（新規植林、再植林、森林経営）が行われた森林だけが森林吸収源として認められている。我が国では国土の約7割を森林が占めていて、植栽して新たに森林にすることができる土地（「新規植林」、「再植林」の対象地）はわずかであり、森林吸収量のほとんどは「森林経営」が行われている森林の吸収量に頼らざる得ない状況にある。）。

京都議定書上、国内での森林経営活動による森林吸収量の計上方法は、グロス-ネット計上方式（=対象森林の実際の炭素ストックの増加量を吸収量として計上する考え方）を採用しており、フォレストック認定制度においても、この考え方を踏襲している。

森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書

（しんりんきゅうしゅうげんせいぶつたようせいとうちょうさほうこくしょしょうめいしょ）

森林認証機関がフォレストック認定取得手続において、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性評価基準」と「フォレストック認定制度における調査仕様」に従って行った森林の調査及び評価の結果を記載したもの。

森林施業計画（しんりんせぎょうけいかく）

森林所有者等が、計画的・合理的な施業を行うために、自発的意思に基づいて作成した森林施業に関する5年間計画であって、市町村長等の認定を受けることにより、その計画に基づいた合理的な施業を期待するもの。森林所有者等は単独又は共同で森林施業計画を作成することができる（森林法第11条）。

森林認証（しんりんにんしょう）

森林認証（制度）は、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、持続可能な森林経営を支援する取り組み。

現在、フォレストック協会では、森林施業計画を取得している森林のほか、森林管理協議会による森林認証であるFSC認証、又は、「緑の循環認証会議」（SGEC）による森林認証を取得した森林を対象として、フォレストック認定を行っている。

森林認証機関（しんりんにんしょうきかん）

フォレストック認定取得のための森林の調査手続及び「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」の作成並びにフォレストック認定取得後の6カ月報告、各種モニタリング及びモニタリング報告書の作成並びにこれらに関する一切の森林の調査及び評価に関する実務を行う機関として、森林の管理経営レベル、生物多様性保全レベル及び森林吸収源に関する調査及び評価等に関し、実績が認められ、フォレストック協会が適切と判断した機関をいう。

制度関連書式等（せいどかんれんしょしきとう）

フォレストック認定制度に関する「フォレストック認定制度規定集」、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」と「フォレストック認定制度における調査仕様」並びにこれらに関する各種契約書及び各種書式の総称。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生物の多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（「生物多様性基本法第2条1項参照」）。すなわち、生物多様性には、①生態系の多様性（東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、各地の様々な森林や河川などいろいろなタイプの自然があること）②種の多様性（多種多様な動物、植物、微生物が生息・生育していること）③種内の多様性=遺伝子の多様性（中部山岳地帯の西側と東側で発光周期が違うゲンジホタル、アサリの貝殻の模様が千差万別であること等）の3つのレベルが存在する。

施業実績報告書（せぎょうじっせきほううこくしょ）

対象森林の状況及び施業実施の状況を申告する書式。

施業予定申請書（せぎょうよていしんせいしょ）

認定取得者がやむを得ない事情により、主伐予定量申告書に記載した主伐予定量を超える主伐を行おうとする場合に、当該主伐の量や対象森林の影響等について森林認証機関及びフォレストック協会に対し提出しなければならない書面。

た 対象森林（たいしょうしんりん）

フォレストックの認定の対象となった森林又は対象とする森林のことをいう。

調査仕様（ちょうさしきょう）

「フォレストック認定制度における調査仕様」。「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」と共に、主として森林調査の実務仕様を定めたもの。

調査手続（ちょうさてつづき）

（フォレストック認定取得のための）対象森林の森林の管理・経営レベル、「生物多様性保全レベル」及び「森林吸収源（CO₂ 吸収量の算定）」の調査（評価を含む。）手続。

定時モニタリング（ていじもにたりんぐ）

年に1度、森林認証機関が書類・帳簿の調査、対象森林の現地調査及び施業担当者への聞き取り調査等により、認定取得者が規定集に基づきフォレストック協会に提出した申告書類の確認を行い、かつ、対象森林の経営管理レベル・森林の生物多様性レベル・森林吸収源（CO₂ 吸収量）等の変化を確認し、その結果をフォレストック協会に報告する行為。定時モニタリングにおいては、定時モニタリング日を含む年度の前年度の対象森林のCO₂ 吸収量を確定し、定時モニタリング日を含む年度のCO₂ 吸収量を算定するものとする。

定時モニタリング日（ていじもにたりんぐび）

フォレストック認定日の翌年の応答日、同日の翌年の応答日及び以降認定期間満了日まで同様とする。

登録簿（とうろくぼ）

フォレストック認定制度に基づくCO₂ 吸収量の保有者（権利者）の特定及び確定、CO₂ 吸収量の不正利用の防止（二重利用又は使用後の譲渡）並びに消失及びそれに伴う補填措置等の適切な実施を目的としてフォレストック協会が設置する制度又はシステムをいう。

登録簿に記載される事項及び登録簿で管理される事項は以下のとおりである。フォレストック認定番号、認定取得者、対象森林に関する情報、森林認証機関、審査機関、フォレストック認定日、モニタリング日、譲渡可能期間、販売総代理店、販売代理店、最終取得者、CO₂ 吸収量数量、CO₂ 吸収量シリアル番号、販売対象数量、バッファーCO₂ 吸収量、無効化等

登録簿名義の変更（とうろくぼめいぎのへんこう）

登録簿におけるCO₂ 吸収量の名義人を変更することをいう。

登録簿において名義変更の記載が行われることにより、CO₂ 吸収量の権利は移転する。

な 認定取得者（にんていしゅとくしゃ）

フォレストック認定を取得した者をいう。

認定取得申請者（にんていしゅとくしんせいしょ）

フォレストック協会が承認することを条件に、フォレストック認定取得者となる者として「フォレストック認定申請書」の認定取得者欄に記名押印した者。

認定取得手続申込者 (にんていしゅとくてつづきもうしこみしゃ)

「フォレストック認定取得手続申込書及び誓約書」に認定取得手続の責任者として、同書面の「認定取得手続申込者」欄に記名押印した者。

年度 (ねんど)

フォレストック認定制度における年度とは、フォレストック認定日から毎1年間の期間を意味する。

は バッファーCO₂ 吸収量 (ばっふあーしーおーつーきゅうしゅうりょう)

CO₂吸収量の一部又は全部が消失した場合に、消失したCO₂吸収量を補填の規定に従って補填するため、認定取得者が予め留保しておくことが義務付けられるCO₂吸収量のことをいう。

販売代理店 (はんばいだいりてん)

販売総代理店と「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量に関するプロバイダー基本契約」を締結した事業者であって、フォレストック認定制度に基づくCO₂吸収量を販売する権利を有する者。

評価基準 (ひょうかきじゅん)

「森づくりにおける・森林吸収源生物多様性等評価基準」。対象森林の調査方法、評価の基準を定めたもの。

フォレストック認定期間終了時のモニタリング

(ふおれすとっくにんていきかんしゅうりょうじのもにたりんぐ)

森林認証機関が認定期間終了後に認定更新を行わない対象森林について、書類・帳簿の調査、対象森林の現地調査及び施業担当者への聞き取り調査等により、森林の経営管理レベル・生物多様性保全レベル・森林吸収源(CO₂吸収量)等の変化を確認し、フォレストック協会に報告する行為をいう。

フォレストック認定証 (ふおれすとっくにんていしょう)

フォレストック認定取得者に対し、対象森林についてフォレストック認定を取得した旨を証明する書面。認定取得者名、対象森林、調査機関名及び審査機関名森林吸収源の評価、生物多様性の評価及び森林の管理経営面の評価が記載される。

フォレストック認定証明書 (ふおれすとっくにんていしょうめいしょ)

特定のシリアル番号で特定されたCO₂吸収量が、フォレストック認定を受けた特定の対象森林のCO₂吸収量であることをフォレストック協会が証明する証書。フォレストック認定証明書は、何ら権利を標章その所持人をCO₂吸収量の権利者と認めるものではない。

フォレストック認定の取消し (ふおれすとっくにんていのとりけし)

フォレストック認定取得者が規定集等に違反する等フォレストック認定制度の適正な管理・運営及び信頼性確保に違反する行為を行ったときであって、フォレストック協会が必要と判断したときに、フォレストック協会が当該認定取得者に対するフォレストック認定を終了させる行為をいう。

不特定者への譲渡 (ふとくていしゃへのじょうと)

販売総代理店、販売代理店又はCO₂吸収量自己販売型認定取得者が、CO₂吸収量を、氏名又は名称等が不明であり、個人又は法人の同一性を特定することができない者に対し、譲渡することをいう。

補填 (ほてん)

認定取得者以外の登録簿名義となっているCO₂吸収量又は無効化されたCO₂吸収量（認定取得者名義で無効化された場合を含む。）が消失した場合に、消失量に見合うCO₂吸収量（無効化されていないCO₂吸収量に限る。）を補う措置。

ま 無効化 (むこうか)

CO₂吸収量を第三者に譲渡できなくし、②登録簿上の名義変更をできなくすることをいう。なお、③無効化したCO₂吸収量はさらに無効化することはできない。

CO₂吸収量の利用は、排出されるCO₂吸収量と相殺するために一回的なものでなければならないところ、無効化は、CO₂吸収量の二重利用及び利用後の譲渡を防ぐことを目的とする。

元認定取得者（もとにんていしゅとくしゅ）

フォレストック認定期間終了後の時点において、従前当該認定期間中対象森林についてフォレストック認定取得者であった者をいう。

モニタリング報告書（もりたりんぐほうこうしょ）

森林認証機関が、定時モニタリング、臨時モニタリング及びフォレストック認定期間終了時のモニタリングの際の対象森林の調査・結果をまとめた報告書をいう。

ラベリング（らべりんぐ）

CO₂吸収量の取得者又は取得予定者が、自らの個人消費者を中心とした顧客に対しCO₂吸収量を取得した（する）事実、又は、これらの事実を通して日本の森林保全、生物多様性保全又は地球温暖化防止に貢献している事実を宣伝、告知して、自らの製品・商品・サービス等の販売促進活動に利用するために、フォレストック協会の登録商標である「フォレストック」「Forestock」の文字やロゴマークを自らの製品・商品・サービス等に貼付するなどして利用することをいう。

臨時モニタリング（りんじもにたりんぐ）

フォレストック認定期間中、その実施時期及び回数に制限無く、フォレストック協会が必要と判断した場合に実施されるものであって、森林認証機関が書類・帳簿の調査、対象森林の現地調査及び施業担当者への聞き取り調査等により対象森林の森林経営管理レベル・生物多様性レベル・森林吸収源（CO₂吸収量）等の変化を確認し、その結果をフォレストック協会に報告する行為をいう。

6カ月報告（ろっかげつほうこう）

認定取得者が対象森林での6カ月毎（但し、初年度は認定日から3ヶ月間）の施業実績内容及び対象森林の状況変化等を「施業実績報告書」によりフォレストック協会及び森林認証機関に申告したことに基づいて、森林認証機関が認定取得者から提出された「施業実績報告書」の記載等の内容を確認して、当協会に対して、臨時モニタリングの必要性の有無等について報告する行為をいう。